

2023年4月24日

自治労団体生命共済加入者 皆様

鳥取市役所職員労働組合
執行委員長 中林 春樹

新型コロナウイルス感染症に関する特別取り扱いの終了のご案内

日頃より自治労共済にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、このたび「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」といいます）」が改正され、2023年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が現在の2類感染症相当から季節性インフルエンザ・麻疹・風疹と同じ5類感染症へ変更されることとなりました。

このような状況をふまえ、こくみん共済 coop<全労済>は、「新型コロナウイルス感染症」に関する特別取り扱いを終了すること、じちろう団体生命共済につきましても、同様の取扱いとなりますことをご案内いたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に関する特別取り扱いの終了

(1)「みなし入院」の取り扱いの終了・・・ じちろう団体生命共済に関係します。

①2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方は重症化リスクの高い方に限り病気入院共済金のお支払い対象としていましたが、この取り扱いを終了します。

②2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合には、他の病気と同様に医療機関に入院された場合のみお支払いの対象となります。

【参考】新型コロナウイルス感染症と診断された場合のご請求範囲

ケース	陽性判明日（診断年月日）		
	2022年9月25日まで	2022年9月26日 ～ 2023年5月7日 まで	<u>2023年5月8日以降</u>
入院された方	○	○	<u>○</u>
宿泊療養・ 自宅療養 された場合 (みなし入院)	重症化リスク の高い方	○	<u>×</u>
	上記以外の方	○	<u>×</u>

○：支払対象 ×：支払対象外

(2)「不慮の事故等」に含めて災害死亡共済金等の支払対象とする取り扱いの終了

・・・ じちろう団体生命共済に関係します。

①新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・重度障がいの状態等に該当した場合、災害死亡共済金等の支払対象とする取り扱いを終了します。

②2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断を受け、死亡された場合は病気死亡扱いとなります。(重度障がい等の場合も同様に病気扱いとなります。)

(3)「共済掛金の払込猶予」および「契約手続き延長」の取り扱いの終了

・・・ じちろう団体生命共済に関係しません

新型コロナウイルス感染症の療養等を原因とした「共済掛金の払込猶予」および「契約継続手続きの延長」に関する取り扱いを終了します。2023年5月8日以降のお申し出はお受けできません。

2. 見直しの理由等について

新型コロナウイルス感染症に関する特別取扱いは、将来の法令改正等に伴い取り扱いを変更する必要がある旨を留意事項とさせていただきつつ、流行当時の社会情勢等に対応するために実施してきたものです。

このたび感染症法が改正され、2023年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が現在の2類感染症相当から季節性インフルエンザ・麻疹・風疹と同じ5類感染症へ変更されることとなりました。

流行から3年を経過しての社会情勢の変化や法令改正等をふまえ、すべての特別取り扱いを終了させていただきます。

ご不明な点等ございましたら組合書記局までお問い合わせください。

お問合せ先：組合書記局 書記 福田信江
TEL0857-20-3399 内線 7972